

選第139号
令和3年10月21日

身体障害者支援施設（※）の管理者様

岐阜県選挙管理委員会書記長

入所者の投票機会の確保について(依頼)

日頃より、選挙及び県民の政治参加についてご配慮を賜り心から感謝申し上げます。
また、貴施設におかれましては、入所者の安全確保のため、日夜、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に取り組んでおられることに敬意を表します。

さて、選挙管理委員会においては、来る10月31日に投・開票が予定されている衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に向け、投票所の定期的な換気や混雑時の入場整理などの感染防止対策を徹底していくこととしております。

選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、不要不急の外出には当たらないこととされており、また、前述いたしましたとおり、投票所における感染防止対策の徹底も図ってまいります。

これらのことについてご理解いただくとともに、貴施設入所者の投票機会の確保について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、大変お忙しいところ恐縮ですが、貴施設の状況について別紙アンケートにご協力いただけると幸いです。

（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設のうち、専ら身体障害者を入所させる施設

記

1 入所者の投票機会の確保のためお願い

不在者投票施設に指定されている施設におかれましては、投票管理者の元で不在者投票を適切に行っていただきますようお願いいたします。

不在者投票施設に指定されていない施設におかれましては、入所者から投票の

ために外出したいとの申し出があった場合は、貴施設の状況や感染者数の状況をご勘案のうえ、投票所における感染防止対策や混雑状況等を参考としていただき、外出について格別のご配慮をお願いします。

2 投票機会の確保に関するアンケートのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における投票機会の確保に関し、選挙管理委員会の取組みを検討する参考といたしたいので、別紙のアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容について、施設ごとの対応状況を公表することはありません。

回答期限：令和3年11月5日（金）

3 お問合せ先

- 各投票所の感染防止対策等に関するご質問等

施設が所在する市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

- 添付のアンケートに関するご質問等

岐阜県選挙管理委員会 担当：早矢仕（はやし）

電話：058-272-1111（内線 2750）

メール：c14301@pref.gifu.lg.jp